第　　4　　日

１．令和４年９月５日午前10時00分招集

２．令和４年９月12日午前10時00分開会

３．令和４年９月12日午後４時44分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　和水町議会議場

６．本日の応招議員は次のとおりである。（12名）

１番	亀﨑清貴	２番	千々岩　繁	３番	木原泰代
４番	荒木宏太	５番	白木　淳	６番	齊木幸男
７番	坂本敏彦	８番	竹下周三	９番	秋丸要一
10番	笹渕賢吾	11番	蒲池恭一	12番	髙木洋一郎

７．本日の不応招議員は次のとおりである。（０名）

なし

８．本日の出席議員は応招議員と同じである。

９．本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10．職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	鴨川奈々

11．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	教育長	米田加奈美
総務課長	石原康司	総合支所長兼農林振興課長兼住民課長	中嶋光浩
建設課長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾　修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前淵康彦
病院事務部長	髙木浩昭	会計管理者	大山和説
監査委員	有働徳行		

12．議事日程

日程第１　一般質問

日程第２　議案第48号　和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第49号　和水町消防団条例の一部改正について

日程第４　議案第50号　和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第51号　和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改

正について

日程第６　議案第52号　令和４年度　和水町一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第53号　令和４年度　和水町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）

日程第８　議案第54号　令和４年度　和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）

日程第９　議案第55号　令和４年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第２号）

日程第10　議案第56号　令和４年度　和水町下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第11　議案第57号　令和４年度　和水町病院事業会計補正予算（第２号）

日程第12　議案第58号　財産の取得について（追認）

日程第13　竹下周三議員に対する懲罰動議の件

日程第14　諮問第６号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第15　常任委員長決算審査報告

日程第16　認定第１号　令和３年度　和水町一般会計歳入歳出決算

日程第17　認定第２号　令和３年度　和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第18　認定第３号　令和３年度　和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

日程第19　認定第４号　令和３年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

日程第20　認定第５号　令和３年度　和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

日程第21　認定第６号　令和３年度　和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

日程第22　認定第７号　令和３年度　和水町下水道事業会計歳入歳出決算

日程第23　認定第８号　令和３年度　和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

日程第24　認定第９号　令和３年度　和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

日程第25　認定第10号　令和３年度　和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

日程第26　議案第11号　令和３年度　和水町病院事業会計決算

日程第27　報告第３号　令和３年度　決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第28　発委第３号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書の提出について

日程第29　陳情等の常任委員長報告について

日程第30　閉会中の継続調査について

開議　午前１０時００分

○議長（髙木洋一郎君）　起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（髙木洋一郎君）　日程第１　一般質問を行います。

本日は、２人の議員に一般質問通告書一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の１項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答方式で行います。

第二項目めからの質問は、質問席から行います。

第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は、執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、笹渕議員の発言を許します。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　皆さん、おはようございます。

（おはようございます。）

日本共産党の笹渕でございます。

今、日本の関心事は旧統一教会と安倍元首相の国葬問題であります。毎日、マスコミで報道され、旧統一教会の実態が知れ渡って国民の怒りが広がっております。国葬は閣議決定で行おうとしておりますが、憲法違反で時の政権党の政治的な思惑だけで安倍元首相だけを国葬で特別扱いするのは、憲法第14条、法の下の平等に反します。国民への弔旗の掲揚が求められ、事実上の弔意の強制につながり、憲法19条思想及び良心の自由に反します。

世論調査で反対が多いにもかかわらず、岸田内閣は強行しようとしておりますが、私は国葬中止を求める者です。

今やるべきことは、国葬ではなく国民の命と暮らしを守るべきコロナ禍の対策や物価高騰に対する対策を国会で議論することであります。コロナ禍により毎日命が奪われている中、一日も早く国会を開き、国会の役割を果たすよう求める者です。

それでは、一般質問を行います。

最初に、農業振興についてであります。

１つ目に、国の「みどりの食料システム法」で有機農業について方針が出されましたが、どういうものか。国の方針に沿って町の農業振興策はどのように考えているかお聞きします。

２つ目に、農家の減少が続き、山林、竹林の荒廃が進んでおりますが、対策についてお聞きします。

後は質問席から質問いたします。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

本日は２名の方の一般質問が予定されております。傍聴席やテレビモニターにて傍聴されてい

る町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、笹渕議員からの御質問に対し答弁を申し上げます。

１、農業振興について。

要旨（1）国の「みどりの食料システム法」で有機農業についての方針が出されたが、どういうものか。国の方針に沿って町の農業振興策はどのように考えてるか問うについてお答えします。

まず、「みどりの食料システム法」とはどういうものかについてお答えします。

この法律は、環境と調和の取れた食料システムの確立に関する基本理念を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るものであります。

本町において、みどりの食料システム法の方針に沿って、未来の子供たちの食を守るために環境に優しい取組である有機農業に力を入れていく必要があると考えております。

詳細につきましては、農林振興課長より答弁いたします。

次に、要旨（2）農家の減少が続き、山林、竹林の荒廃が進んでいるが、対策は何か考えてるか問うについてお答えします。

現在、林業従事者の減少や高齢化が進行している中、森林所有者は相続等により不在村地主が増加していることで、森林経営に対する関心が薄くなっており、山林の手入れが手つかずの状態になり、山林及び竹林の荒廃地が増加している状況にあります。このままでは、森林の持つ多面的機能を発揮させることができず、大規模な三次災害を招きかねない状況にあります。

このことから、町の取組としては適切な森林整備を早急に推進する必要があると考えております。具体的な取組内容につきましては、農林振興課長より答弁いたします。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　笹渕議員の要旨（1）国の「みどりの食料システム法」で有機農業についての方針が出されたが、どういうものか。国の方針に沿っての町の農林振興はどのように考えているか問うについてお答えいたします。

「みどりの食料システム」とは、私たちの食は調達から生産、加工、流通、消費まであらゆる関係者のつながりにより成り立っており、これを一つの大きな仕組みとして捉えたものが食料システムと呼ばれております。

近年、気候変動の影響や生物多様化の低下、ＳＤＧｓをはじめとする環境への意識の高まりを受けて、社会全体を持続可能なものにしていくことが求められております。

未来の子供たちの食を守るためには、食料システムを環境に優しいものとし、みんなで身近な食について関心を持って支えていくことが大切であります。

このことから、今後、町は次のような取組を考えているところです。

１つ目に積極的な広報活動、２つ目に生産現場で使える技術の開発、３つ目に地域の特性に応じた技術の普及を後押し、４つ目に生産現場の環境に優しい取組を支援、５つ目に環境に配慮した持続可能な原材料調達、６つ目に環境に優しい農産物の円滑な流通の後押し、７つ目に環境に優しい持続可能な消費の拡大、食育の推進、８つ目に生産現場の努力を見える化という以上の８項目を基本といたしまして、有機農業の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

次に要旨（２）農家の減少が続き、山林、竹林の荒廃が進んでいるが、対策は何か考えているか問うについてお答えいたします。

森林整備につきましては、平成31年４月１日に施行されました森林経営管理制度を踏まえまして、手つかずになっている森林の所有者に対しまして意向調査を実施しまして、作業集約化を図るためのゾーニングを行いまして、地区座談会により事業説明会を実施します。森林所有者の同意の下、適切な森林整備に現在取り組んでいるところでございます。

また、荒廃竹林や人工林への侵入竹につきましては、喫緊の課題といたしまして新入地区の減少を第一に事業を検討しているところでございます。

除伐した竹をチップ化いたしまして、堆肥や飼料などに有効活用する有機農業、いわゆる循環型農業を検討しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　今の答弁は農林漁業、食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済発展を図るもの、この方針に沿って未来の子供たちの食を守るために環境に優しい有機農業を推進したい、こういう答弁だったと思います。

私は農業を45年続けてまいりましたが、この方針は化学肥料を多用する農業から有機農業に切り替えるというもので、画期的な政策だと思っております。これまでの栽培方法は、50年前の農業高校では作物を栽培するときには牛ふんや鶏ふんなど堆肥と入れて土づくりをすることが大事だと言われました。しかし、現代農業の下で栽培規模が大きくなるにつれて化学肥料に頼る栽培に変化してまいりました。世界を見てみますと、1980年代に受益最優先のグローバル貿易を進めるために、後進国の森林を伐採し、アメリカでも水の少ないところは地下水を吸い上げて米を作り、その結果、米が枯渇するところも出ております。大量の農薬や化学肥料を投入し、工業化された大規模な栽培は土を荒らしてしまい、土壌中の微生物が激減してきました。

そこで、世界中でこれではいけないと有機農業に目を向けるようになってきたと思います。みどりの食料システム戦略は2050年までの目標を上げております。農林水産業の二酸化炭素の排出実質ゼロ、農薬の使用料50％削減、化学肥料の使用料30％削減、有機農業の面積を100万ヘクタール、耕地面積の25％に拡大をする、これがみどりの食料システム戦略の目標です。

ここでお聞きをいたしますが、課長の答弁で有機農業の取組について技術の開発、技術の普及を後押しし、環境に優しい取組を支援、持続可能な原材料調達、農産物の流通の後押し、持続可能な消費の拡大、食育の推進などがありました。

今言われたのでこれは実現できるかと思いますが、そこで質問です。有機農業は自然の力を引き出す農法の習得に時間と労力がかかります。指導者や担い手の育成、生産者の所得支援、学校給食などの活用による消費拡大への支援が必要です。ぜひ、具体的に検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　ただいまの笹渕議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたように一歩一歩前に進んでいくために、まずは竹林整備と併せたところでの有機農業、循環型農業に取り組んでいきまして、その後、また一つ一つ進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　先日の坂本議員の質問で出されておりましたが、肥料代、ビニール代等の値上げや農産物価格の低迷で農業経営は大変厳しくなっております。

答弁の中にありましたが、今後、有機農業を推進する上で堆肥や有機肥料に対する助成をすることが求められてるというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま、国のほうでも肥料高騰対策ということで打ち出されております。この分が化学肥料２割軽減というところで、それに取り組んでいただいた農家の方々ということでその高騰分の７割を補填するという事業が打ち出されております。詳しくについては、まだ今説明会があっている途中でございまして、受付につきましては第１期が10月、その後、年明けて第２期という形になっておりますので、また詳しく分かったところでお知らせいたしたいと思います。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　現在、所得が安定しないということで農家は大変厳しい状況にあります。食料需給率も38％まで落ち込んでいる中で、みどりの食料システム戦略は町としても具体的な計画を持ってやるべき重要な課題だと考えております。

有機農業のまちと言われる山都町のことが先日議論されました。これを参考に取組を強化していただきたいと思いますし、町長には国の方針なので国や県に町長から予算要求をぜひ大いにしていただきたいと思いますが、このことについていかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　ただいまの笹渕議員の質問にお答えいたします。

先ほどもありました、笹渕議員のほうからもありましたように坂本議員のところで触れておりますが、重複いたしますけれども答弁いたします。

県内におきましては山都町のほうが有機農業に取り組んでおられるということで、私どももつい先般、山都町のほうに視察に行ってまいりました。そこにつきましては、県内外からの移住によりまして新規就農される方や企業参入に取り組んでおられる方々ということで、現在、山都町におきましては50のＪＡＳ認証が受けられているということでございます。

消費者におきましても、現在におきましては安価なものより質にこだわるというようなことで、全国から山都町の有機野菜を求められているということでございます。

本町におきましても、その有機農業のまち山都町に見習って農業振興だけに限らず、この有機農業を取り組むことによって、人口減少にも歯止めをかけるような取組を行っていければということで考えているところです。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　２つ目の農家の減少が続きというところで再質問を行います。

山林がかなり荒廃をすると、なかなか手入れが行き届かないところが増えてきておりますけれども、竹粉砕機、竹が非常に荒れてますけれども南関町はこの竹粉砕機あるいは運搬機とこういった機械に賃貸料として半額補助をするという事業を行っております。リースで機械を借りた場合に１日借りて半額補助、年に３回まで補助をしております。良質なタケノコ生産と竹チップ堆肥づくりにつなげるためにやっているわけですけれども、ぜひ本町でも取り入れていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　笹渕議員の質問にお答えいたします。

６月議会に白木議員のほうからも御質問あったところで答弁しておりますけれども、現在、竹チップの取組に検討を重ねているところで、来年度から実施できるようにというところで検討しております。財源につきましては、森林環境譲与税を活用いたしましてやっていきたいというところで考えているところです。

まず竹チップの機械が上から下まで結構、上につきましては1,500万円程度、これは据置き型と、安いものにつきましては40万円、50万円というような機械もございます。まず、現場で使えるような自走式タイプのチップ機械、粉砕機のほうを購入してまずは認定林業事業体、うちでいいますと玉名森林組合のほうに業務委託というような形で考えております。そのチップ購入につきましては、譲与税のほうを全て充てたところで機械代は町のほうで購入、その機械を与えたところで玉名森林組合に委託ができればというところで今検討しているところで、詳細につきましてはまた12月にでもお知らせできればと思っております。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　農家の方から、タケノコの山を整備するときによそからリースで借りてきて、そして整備をやってるけれども金も高いのでぜひこういった南関町のようなことを、リースのやり方をやってほしいと、ぜひ議会にも町政にも届けてほしいという声がありましたので、ぜひ実現を求めておきたいというふうに思います。

それでは２つ目の学校給食についてお聞きします。

１つ目に、学校給食食材に占める地元農産物使用率は、菊水小中学校、三加和小中学校それぞれどれだけかお聞きします。

２つ目に、食育としての取組はどうなっているかお聞きします。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　それでは２、学校給食について。

要旨（１）学校給食食材に占める地元農産物使用率は菊水小中学校、三加和小中学校それぞれどれだけか問うについてお答えします。

食育はあらゆる世代の国民に必要なものですが、子供たちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

第４次食育推進基本計画では、学校、保育所等における食育の推進として学校給食の地場産物利用促進への連携・協働を掲げています。

次に、要旨の（２）食育としての取組はどうなっているのか問うにつきましても、関連がございますので詳細につきましては併せて教育長より答弁いたします。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）

教育長　米田君

○教育長（米田加奈美君）　笹渕議員の要旨（１）学校給食食材に占める地元産農産物使用率は菊水小中学校、三加和小中学校それぞれどれだけかについてお答えします。

現在、菊水小中学校は菊水共同調理場で三加和小中学校は三加和共同調理場で運営しております。

地場農産物だけではありませんが、令和３年度に学校給食における地場産物の食材使用割合調査がありました。その調査によりますと菊水共同調理場は、地場産物の使用割合は59.2％で、三加和共同調理場は55.3％でした。

米、スイカ、メロン、巨峰などは全て町内で生産された食材を使用しており、タケノコ、ナスなどにつきましてはできる限り町内で生産された食材を使用するに努めているところでございます。そのほかの野菜、果物につきましては、献立に合わせて収穫時期、価格、数量確保等を考慮

して使用しております。

県内の小中学校等におきましては、毎月19日の食育の日を「ふるさとくまさんデー」と定めており、県産食材を使用した熊本の郷土料理の学校給食を実施しているところです。

今後も町内産を含めた熊本県産の地元食材を使った学校給食に努めてまいります。

次に、要旨（２）食育としての取組についてお答えします。

学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じて食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育活動全体で食に関する指導に当たり、家庭や地域と連携しながら食育の推進を図っているところです。

食に関する指導の内容としましては、教科における食に関する指導、給食の時間における食に関する指導、個別的な相談指導の３つに大きく分けられます。

その中でも、学校給食は健康の増進、体力の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材となっております。給食の時間に児童生徒が献立や栄養面等の放送を行ったり、栄養教諭が教室を巡回したりもしております。

そのほかに、町内の小学校では大豆や芋、キュウリ、トマトなどの野菜を栽培したり弁当の日を設定して弁当作りに取り組ませたりしている学校もあります。また、保護者にどのような給食を食べているのかを知ってもらうために給食試食会を開いたり、ホームページで給食の献立の写真や栄養教諭から出される通信等を掲載している学校もあります。

今後、より家庭や地域と連携しながら食育の推進を図っていけるよう、関係機関と連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問はありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　地元産の農産物の使用ということで、率が菊水のほうで59.2%、三加和のほうで55.3%ということで半分以上は町内の農産物が利用されているということです。

私はこれをもっともっと引き上げていくことが大事だと思いますが、全国でも自治体で取り組んでる中で３つの自治体の取組を紹介したいと思いますが、兵庫県の宍粟市では人口約３万5,000人ですが学校給食3,200食、これは教職員も含んだというところですが、ほぼ100%、地元産の米飯給食になっていると、地元農産物の使用率は７割を超えていると、じゃがいも、タマネギは年中使えるように、保冷庫もつくって、そこに入れていると。食材は、まず地元産、そして、なければ、県産、国産で用意をしている。インスタント食品、冷凍食品は使わない。市からの補助金は市内食材補助として年間1,400万円出していると。

２つ目に、長野県の中川村ですね、ここでは、今年４月から、米は村内産100%を使用する、地産地消の推進で、おいしい野菜、果物を届けたいという生産者と学校と保育園の栄養士さん、そして、食材手配をする地元スーパーから成るグループがあって、毎月の定例会で生産者が１か月から２か月先に採れるものを報告して、それを参考に栄養士の先生が献立を考えている。おいしい旬の地物を取り入れて、化学調味料を使わずに手作りをしていると。

「今日の給食レター」というのを子供さんに家庭に届けてもらうということで、生産者の話や献立に関する一言等が書かれて、そのレターには返信用のスペースがあって、各クラスからの感想が再び給食センターに届くと、こういったことをやられています。

３つ目に、奈良県の橿原市というところでは、ＪＡ奈良県の橿原営農センター、橿原オーガニックは、今年の３月に地場産の農産物等により、一層の活用を図る協定を結んだと。有機農業による農産物等を活用し、子供たちの心身の健全な育成を図り、継続的な地産地消を推進をしていると。地場産の給食は、2005年度から始まって、現在、農水省の補助事業を受けて、有機栽培の技術向上の取組やセミナーを行っていて、年間を通じての連続講座や実証圃場研修にも取り組んでいる。全国では、こういったいろいろな取組が行われております。本町でも、こういったものも学んで有機農産物の地元農産物使用を増やしていくと、子供たちには安全な食を届けていくということが必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

質問の要旨は、安全・安心な食材を提供して続けてもらいたいということに関してどう思うかという趣旨だったと私は理解しました。

町長　石原君

〇町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

先ほど教育長からありましたように、米、スイカ、メロン、巨峰については、町内産100％の使用となっております。現在の地場産の率を少しでも上げていけるように取り組む必要があると思います。これについては、先ほどお示しいただいた事例のほうを調べながら、地元産材の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

〇10番（笹渕賢吾君）　現在の町内の地元産の農産物使用について、改善すべきこととして、私のほうから２つほど提案をして答弁を求めたいと思いますが、１つ目は、今、輸入小麦からパンがつくられておりますけれども、子供たちの安全な食の問題として質問いたしますが、世界や全国でパンから発がん性の農薬、除草剤のラウンドアップの成分としてグリホサートが検出をされると、大問題となっています。

アメリカでは、このグリホサートの農薬、除草剤によって、がんが発生したということで、国民の訴訟があって、農薬会社が負けていると、敗訴したと、そして、それがヨーロッパあたりでも同じような訴訟が起きて数十億円の賠償をすると、こういうことが実際起きております。

ですから、国内でのその外国小麦のパンからこういったグリホサートが出ているということで、今、非常に安全性の問題点として注目をされております。地元産あるいは県産、国産小麦を使用するように私は改善すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、２つ目に、これまでの農産物価格の決め方ですね、先ほど半分以上の町内産の農産物が使われているということですが、このときの価格の決め方、生産者に最初、希望価格を聞い

て価格が決められました。そして、生産者の話を聞きますと、給食費が高くなると思い、低く設定をしたということと、もし傷んでいるものがあったらいけないということで多めに１割ほど多く入れるとか、そういう配慮があるわけですね。こういった生産者の苦労もありますので、先ほど言いましたように、肥料等の値上げが現在続いておりますので、出荷農産物の価格の値上げが必要ではないかというふうにも思います。

この２つの点で質問をいたします。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

教育長　米田君

○教育長（米田加奈美君）　笹渕議員の御質問にお答えします。

パンにつきましては、県産なのか海外からの小麦粉かというところは確かめておりませんが、今、町内の業者からパンは取り寄せている状況です。

２番目の希望価格につきましてですけれども、やはり燃料とか材料費もかかっておりますので、来年度は給食費をもう一回見直しをして考えていくように、今、検討しているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　町長も今年度はコロナ禍の予算もあって、給食費の半額補助ということでありましたけれども、今、教育長のほうからお答えがあったように、今後の給食費の検討はしていくということでした。こういったものを保護者の方に負担をさせるのではなくて、やっぱり町のほうが支援をすると、値上げをしないように、あるいは、私はもう給食費の無償化というのは大事だと思いますけれども、ぜひ保護者の負担増にならないようにしていただきたいというふうに思いますけれども。

それから、ぜひ、教育長、これ答弁にありましたパンの原料の小麦粉が国産なのか、外国産なのか、外国であれば、どこから入ってきているか。カナダからなのか、オーストラリアなのかと、こういったこともありますので、ぜひその辺も調査していただければというふうに思います。答弁お願いします。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

給食費に関してでございます。先ほどありましたように、価格の再検討を現在しているということでございます。今年度は給食費の半額無償化ということで、コロナの交付金の活用をさせていただいております。来年度に向けて、財源のほうを検討しながら、保護者の負担、なるべく抑えられるように取り組んでまいりたいと思います。

また、地元産の食材、小麦等についても調査の必要があると思いますし、できる限り、安心・安全な材料を使って給食をお届けしていこうと考えております。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　２つ目の食育としての取組、これについて再質問を行います。

和水町は農村ですけれども、その農村に子供たちが住んでいても、農家の減少があって、子供の周りで農家の姿や農産物の生産状況というのは見えづらくなってきております。農産物の栽培がどのように行われて消費者に渡っているのか、食の大切さを知ってもらう食育が大切だと思います。

先ほど食育については、教育の現場でいろいろやられていることが報告されましたが、田植えや野菜づくりを楽しんで経験すること、これが食を大事にすることにつながるというふうに思います。先ほどの「給食レター」、これも食育の一つだと思いますので、ぜひ食育に力を注いでいただきたいというふうに思います。

それから、玉名圏域定住自立圏で学校給食への農産物交流、地産地消、食育事業があるようですので、その内容を農林振興課長にお聞きをいたします。お答えできますかね。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

農林振興課長　上原君

○農林振興課長（上原克彦君）　玉名圏域定住自立圏の件でということでお尋ねがありましたので、その件についてお答えいたします。

学校給食におきましては、現在も地元の農産物を半分以上ということで取り入れていただいているところではございますけれども、玉名圏域というところで、農産物等を子供たちへ知っていただこうと、愛着を深めていただこうということを目的に農産物を食材として提供する事業を行っているところでございます。

先般、各小中学校へ事業説明を実施したところで、９月20日に三加和地区、９月30日に菊水地区ということで、「玉東町の梨」をまずもって献立に取り入れていただくということを行っております。さらに、今後も予算の範囲内におきまして、数回、実施していくこととしております。

食育もですかね。食育につきましては、教育長のほうからも答弁がございましたけれども、現在、農林振興課におきましては、「緑の少年団」というところで、菊水小学校のほうで、１つ、団が結成されております。この「緑の少年団」につきましては、地域の人々と互いに協力しながら、身近な緑に親しみ、健全な心身を養うとともに、社会奉仕の精神を培うということを目的に活動が行われておるところでございます。

その中で、米をはじめといたしまして、サツマイモ、大豆、枝豆等の栽培、農家さんの指導によりまして、栽培が行われているところです。

また、菊池川流域日本遺産というものがありますけれども、先日、商工観光課長のほうから答弁がございましたけれども、その中で、菊池川流域の米作り文化と食の魅力を生徒たちに知ってもらうために、和食店と農事組合法人、それに城北高校の協力・連携によりまして、稲刈り体験や学習会、あと新メニューの考案・商品化を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　玉名圏域での農産物のある意味での交流といいますか、町内で採れてないものを玉名市やほかの玉東町、南関町とか、そういったところから農産物を取り入れて子供たちに食べさせると、こういった事業だと思いますけれども。私は、この予算が17万9,000円という当初予算ですね、今年度ですね、これが非常に少ないと、やっぱり本当にこの圏域で農産物の交流というか、こういうのが地域にはあるんだということを子供たちに示すというか、教えるというか、そういうことを広げるとするならば、やっぱりもっと予算を拡充していくということが大事ではないかなと思いますし、その点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　お答えします。

予算が少ないのではという御質問だと思います。玉名圏域定住自立圏の中で進めている事業でございます。定住自立圏の会合の中で、今の規模の拡大というのも話し合っていかなければいけないと思います。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　次に、地球温暖化、気候危機についてお聞きをいたします。

地球温暖化が進行し、豪雨、洪水、干ばつ、山火事など、異常気象とそれによる被害が世界中で多発しております。生態系、農業への悪影響もあり、温室効果ガス排出削減は、世界でも日本でも目標を定め取り組まれておりますが、町としての方針、取組はどうなっているか、お聞きします。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

３番、地球温暖化、気候危機について、地球温暖化が進行し、豪雨、洪水、干ばつ、山火事など異常気象とそれによる被害が世界中で多発している。生態系、農業への悪影響もあり、温室効果ガス排出削減は世界でも日本でも目標を定め取り組まれているが、町としての方針、取組はどうなっているかということについてお答えします。

地球温暖化についての世界的な動きでは、2015年12月にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約定型契約国会議（ＣＯＰ21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際取組としてパリ協定が採択されました。世界共通の目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べ、２度より十分低く保つ２度目標とともに、1.5度に抑える努力を追求すること、1.5度目標が設定されました。国内においても、2020年10月に国内の2050年温室効果ガス実質ゼロを宣言しています。

さらに、熊本県では、国に先駆け、2019年の12月に2050年県内ＣＯ2排出実質ゼロを宣言しています。

温室効果ガス排出削減に対する本町の取組でございますが、令和４年３月に第２次和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編を作成し、本庁舎や公民館など、町の全公共施設について計画を策定し、役場全体で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

また、昨年12月には、和水町と九州電力株式会社との「笑顔輝き　魅力あふれる和水町」の実現に向けた地域課題の解決に関する包括連携協定書を締結し、カーボンニュートラルに向けた省エネや電化の推進等の取組に関すること等を連携事項の一つとしています。専門的なアドバイスを九州電力からいただきながら、今後のさらなる取組に向けて進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、税務住民課長より答弁いたします。

〇議長（髙木洋一郎君）　税務住民課長、松尾君。

〇税務住民課長（松尾　修君）　ただいまの笹渕議員の質問にお答えします。

温室効果ガス排出削減に対する本町の方針、取組ですが、先ほどの町長の答弁にありましたように、「第２次和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編」を令和４年、本年の３月に策定し、本庁舎や公民館など町の全公共施設について計画し、役場全体で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

この実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第１項において、「地方自治体に策定するもの。」とされており、同条第４項で、「その区域内の温室効果ガスの排出量の削減等に定めるよう努めるものとする。」とされています。

環境省は、温室効果ガスの排出削減をはじめとして、大きくは「地方公共団体自身への効果」と「地域全体の効果」を上げています。

「第２次和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編」の方針ですが、方針は、「世界各国が持続可能な社会づくりとして標榜する脱炭素社会は、和水町においても地域振興策の一環に位置づけられるものです。そこで、事業者や一般家庭の模範となるよう、全職員が同じ認識を持って、必要な取組を推進します。また、毎年度、取組結果を把握、評価し、改善策を講じるとともに、取組事業を公表します。」としています。

具体的な取組としましては、毎日の行動として、照明の小まめな消灯、空調の適切な使用、退庁時の事務機器の電源オフ、庁用車のエコドライブ等を上げています。

また、機器の更新として、照明機器のＬＥＤ化の推進、低燃費自動車への転換、エネルギー使用量が大きな設備や機器の洗い出しと更新検討等を上げています。

これらの取組のCO_2削減目標として、基準年度（令和２年度（2020年度））から目標年度（令和７年度（2025年度））までに温室効果ガスの排出量を全体で２％削減すると計画しています。

以上です。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　この二酸化炭素、温室効果ガス排出削減計画といいますか、こういった国の方針に沿って、計画は今年の３月に策定をしたということですね。これが一般庶民の中には、この方針といいますか、計画というか、こういったものがあまり知らされないので、やっぱりこれは地球上に住む全ての人々が、先ほど町長が言われました1.5度までに抑えるという、このことを、みんなで力を合わせないと、なかなか厳しい状況だというふうに思います。

環境省は、先ほど言われましたが、2050年度までに二酸化炭素排出ゼロ、実質ゼロを表明する自治体を増やそうというふうに働きかけておりますけれども、これによって、全国の自治体で計画が作成されております。ですが、2022年、今年の６月30日時点で42都道府県707市町村が計画を作成しているということで、全国ではまだまだなんですね。和水町はそういう面では進んでいるというふうに思います。その内容を実現していくということを具体的に進めていくことが私は大事ではないかなというふうに思います。

この二酸化炭素削減というのは、山林の多いこの和水町ですので、農林業の関係もありますので、二酸化炭素削減について、農林振興課長にもできればお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　農林振興課長、上原君。

○農林振興課長（上原克彦君）　笹渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、農林業においての取組というと、真っ先に思い出されるのが森林のCO_2吸収源というところでお考えになるかと思います。和水町の山林におきましては、町の面積の52％を占めている状況で、山林が豊富であると、じゃあ和水町は大丈夫ではないかということでお考えになられることかと思うんですけれども、和水町の森林というのが、今、伐期齢を迎えておりまして、山林自体も高齢化を迎えている時期にあります。ですので、森林においても、適正な森林整備が必要ということになってきます。森林につきましては、切って、使って、植えるというのが一番の適正な森林ということになりますけれども、その中でもまた木材利用の拡大というところで図って推進していく必要があると考えております。

熊本県におきましても、木材利用拡大ということで、町においても木材利用拡大ということを推進しているところで、公共施設への利用拡大を進めているところでございます。

木材のCO_2の吸収につきましては、切ってもそのまま吸収は保たれられると、燃やすまで吸収しますよということになっておりますので、木材利用拡大が一番かなということで考えております。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　残り時間が少なくなりました。質問、答弁は簡潔に願います。

ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　温暖化によって、困るのは、町民の暮らしだというふうに思います。大雨が随所に見られますけれども、河川に土砂が堆積する状況が今とても増えております。二次災

害や水田の被害を避けるため、土砂の撤去が必要だと思いますけれども、住民から要請があった場合、それに応えていただきたいと思います。

先ほど町長が言われました、産業革命前に比べ平均気温上昇を1.5度に抑える、これが非常に大事だというふうに思います。気候変動に関する政府間パネルは、2018年に公開した報告書では、地球の平均気温は上昇し続け、このままでは2030年から2052年の間に1.5℃まで上昇する可能性があることが述べられて、二酸化炭素の町民の排出量をゼロにすることが必要であるとしております。持続可能な地球に住み続けられるよう、ぜひ町としても具体的な取組を求めたいというふうに思います。先ほどの水害の関係も含めて御答弁いただければというふうに思います。

○議長（髙木洋一郎君）　質問の趣旨をもう一度お願いします。

○10番（笹渕賢吾君）　大雨によって、土砂堆積が川にありますので、そういったところの除去作業が非常に農家からも求められておりますので、そういった点で、大雨の二次災害を防ぐためにやってほしいです。

○議長（髙木洋一郎君）　気候危機という観点で御質問ですね。

○10番（笹渕賢吾君）　そうです。

○議長（髙木洋一郎君）　もう一つは、それだけですね、はい。

執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

まず、令和４年３月に定めております実行計画、これに基づきまして、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりたいと思います。それによって出てくる災害等、今の河川のお話につきましては、建設課長より答弁いたします。

○議長（髙木洋一郎君）　建設課長　中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君）　河川の掘削状況ですけれども、国河川、県河川、町河川、管轄ありますけれども、県河川のほうも地元からの要望を受けて、県のほうに河川掘削の要望を行ってまいります。

それと、町河川のほうですけれども、国から緊急自然対策事業として財源も、起債関係をいただいております。なかなか全てを一括にできない状況でもありますけれども、計画的に河川掘削、これは地元からの要望を受けながら、やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

10番　笹渕君

○10番（笹渕賢吾君）　地球温暖化と気候変動というのが今、最大の地球上の問題点というふうになってきております。そういった意味では町民一人一人、行政がどういったことをこれからやっていくのかというのが問われてきますので、ぜひ温暖化、気候変動を、温度を上昇させないような形で力を入れていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。
○議長（髙木洋一郎君）　以上で、笹渕議員の質問を終わります。
しばらく休憩します。

休憩　午前11時00分
再開　午前11時15分

○議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、亀﨑議員の発言を許します。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　皆様、改めまして、おはようございます。
（おはようございます）
１番議員の亀﨑でございます。くじの順番によりまして、一般質問最後の登壇を飾らせていただきます。本来であれば９月７日にさせていただく予定でございましたが、先般の事情によりまして日程を変更し、本日12日の一般質問となりましたことにつきまして、私を信用し、その思いを託していただきました町民の皆様に対しまして、誠に申し訳なく思っております。
私は、町民の代表である議員は、町民の代表として清廉潔白な態度と姿勢を持って、議会の場において執行部と議論を重ね、町の将来を考え、町民の声なき声を届けて、よりより和水町の発展を共に歩むことを進めていくのが議会の在り方であろうと私自身、改めて理解をさせていただいたところでございます。
それと同時に、このことによりまして議員の発言ができなくなるような議会運営であってはならないと感じておりますとともに、改めて自分自身、襟を正して、自分の発言や言動に対して責任を持ち、議会の一翼を担う者として執行部と共に、町政発展に寄与できればと思っております。
それでは、これより和水町会議規則の規定によりまして、さきに通告しておりました一般通告書に基づき一般質問をいたします。
今回は、質問事項として３点挙げさせていただいております。
まず初めに、質問事項１「消防団の在り方について」
要旨（１）地域防災力の要となる消防団の現状と課題、団員確保等の今後の取組について、どのように講じていかれるのか、考えであるか、お示しをお願いいたします。
これで１回目の質問を終わりますが、答弁は簡単明瞭で結構です。再質問以降の質問は、質問席より行わせていただきます。
○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　亀﨑議員からの御質問に対し、答弁を申し上げます。
１「消防団の在り方について」、要旨の（１）地域防災力の要となる消防団の現状と課題と団員確保等の今後の取組について問う、についてお答えします。

本町の消防団の現状といたしまして、令和４年４月１日現在、総勢432名の団員数でございます。菊水地区４分団、三加和地区３分団の計７分団23部体制で組織されております。全国的に消防団員数は年々減少しており、本町においても10年前の平成24年と比較をすると、132名減少している状況です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、ここ数年は、主要な行事は開催できておりませんが、各分団において、自分たちの地域は自分たちで守るという地域防災の観点から、地域の安全確保のために消防・防火活動を行っております。

御質問のとおり、消防団は地域防災力の中核として非常に重要な位置づけであり、火災、豪雨による風水害や土砂災害、行方不明者捜索など、その役割は多岐にわたっております。平常時においても、火災予防の啓発活動など、その活動は高く評価されているところでございます。

しかしながら、消防団員の確保は人口減少などを起因として、全国的な課題となっております。本町でも、防災・減災対策において、消防団活動の充実は必要不可欠であると認識しており、持続可能な消防団組織運営に向けて、消防団を中心に関係機関と連携して検討していく必要性を強く感じています。

消防団員確保等の今後の取組としましては、まずは、消防団長を中心に、各分団での自主的な勧誘活動を推進し、各行政区長様の協力を得ながら、団員確保に取り組んでまいります。また、町の広報誌やホームページ、町公式ＬＩＮＥなどを活用して、消防団の知名度やイメージアップを図り、募集を行ってまいります。また、和水町には消防団協力事業所が５社ありますので、協力事業者様の協力を得ながら、団員確保に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず初めに、現状と課題について、先ほど御説明を町長よりいただきましたが、今回の定例会では、和水町消防団条例の一部改正案が出されております。また、全員協議会におきましても、過去の団員数の推移、また近隣市町、また類似団体等の比較が示されましたが、実数で構いませんので、もう一度、総務課長で構いません。御答弁いただければと思います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　ただいまの亀﨑議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正としまして、今現在の定数が500名となっております。それを今回の改正で450人ということで提案をしております。

今、町長の答弁にもありましたとおり、令和４年４月１日現在で和水町の実数が432名となっております。

南関町のほうの消防団のほうも、これも公表している数字では４月１日現在で404名、玉東町

が210名、長洲町が420名となっております。あと、ほかの市町村も気にしておりますが、県内の４町ということで、御報告に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

２町合併以来、やはり人口減少が進む中で、近隣市町もそうですけれども、団員の減少も人口減少に比例にして、減少しているものと理解しますが、条例の定数を削減することありきで執行部が考えておるなら、そこは違うのかなというふうに考えております。

消防団の活動は時代の変化とともに、先ほど町長もおっしゃいましたが、活動の形態も変化してきております。その結果、以前に比べ近年、消防団活動で増えてきているのが行方不明者の捜索だと私は思っております。

行方不明者は、一旦発生した場合、捜索活動に数日を要することが予想されます。現に町長もそうですし、私も消防団員として数多く経験いたしましたし、その中では三、四日、捜索に当たることもしばしばございました。

消防団は、民間住民による任意の非常備消防であります。団員の皆様は、20代から50歳までの働き盛りの方々ばかりでございます。その方々が仕事を休んで町のため、住民のため、愛する人たちを守るために活動されておられます。本当に頭の下がる思いであります。ですが、連続して何日も休まなければならなくなると支障が出てまいります。

また、その会社においては、上司や同僚に引け目や申し訳ないなというような思いになられると思います。何も悪いことはされていないのに、むしろ消防団員として、町民のため誇れる活動をされているのにもかかわらず、消防団の活動で団員の方々が生活に支障を来すようなことがあってはならないと、避けるべきではないと考えます。

そこで、町長は選挙公約に、災害に負けないまちづくりの一つとして、消防団の機能強化、自主防災組織への支援をうたわれておられますが、その内容について、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　ただいまの亀﨑議員の御質問にお答えいたします。

今の議員からの御質問にありましたように、現在の消防団員のライフスタイルというのが大変変わっております。今、町のほうとしましては、まず、個人の団員の意思を尊重した消防活動に取り組むように考えております。

もう一点は、報酬の改定、あと報酬の支給先の見直し等も実際行っております。当然、消防団活動はボランティアとなりますが、いろいろな指揮命令がありまして、先日も行方不明者の捜索につきましては、朝の６時半に集合というような状況でした。今まででしたら休んでいただいたりとかしておりましたが、今申しましたとおり、多様化するライフスタイルの変化に伴った活動

のほうを幹部会議、消防団長を中心とした幹部会議のほうで決定しまして、無理のない活動にしていきたいと考えております。

もう一点、消防団員のほうが退団した後も引き続き、地域での自主防災組織の中心的な役割ができるような、そういった人材の育成にも力を入れているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

是非ですね、そのような形で退団者のその後についての自主防災組織への加入の促しですとか待遇改善等を今後も、継続しながら図っていただければと思います。

また、私の考えといたしましては、やはり既存団員、現在入っていらっしゃる方々、先ほど待遇改善として報酬の改定等がなされたというふうに御説明がございましたが、それ以外の待遇改善について、御質問させていただければと存じます。

現在、和水町消防団では、団員の服装にあっては、部長以上の幹部団員以外には活動服の貸与がなされておりません。貸与されているのは厚手の段服、江戸腹、厚手のズボン、ヘルメット等となっております

一方で、女性消防団には活動服や制服、防寒着等が貸与されておりますが、なぜ幹部団員と女性消防団に対して貸与が許され、それ以外の平団員については貸与されていないのか、伺います。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今、御質問にあったとおり、活動服のほうは今、部長以上に支給をしております。それと、女性消防団が今現在14名おりますが、女性消防団の場合は入団するときに、いうならば予防活動等に取り組まれるということで、活動服以外の制服一式等の支給があっております。決して差をつけてという方向じゃありませんが、将来的には、今考えておりますのは、先ほど言いました幹部会議の中でも、やはり活動するには、はっぴを着たりとか、江戸腹つけたりとか、ズボン履いたりとか、なかなか式典のときは大丈夫なんですけど、いざ災害のときには、なかなかその服装になるのが難しいと。そうなってきますと、やはり活動服等を支給して、迅速な防災活動ができるような体制を取らなければいけないなとは考えております。

しかしながら、まだ具体的な方法はできておりませんが、幹部会議等で検討して、防災活動に支障のないような服装にも心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

やはり和水町以外の荒尾・玉名郡市ですとか、山鹿市さんなど、近隣市町を見渡しますと、ど

この市町も活動服については貸与されています。私は、活動する上で、先ほど総務課長おっしゃられましたけれども、夏場での火事場ですとか行方不明者捜索、やはりあの厚手の団服を着て活動するというのは、熱中症などの健康を害するリスクもあり、早急に改善すべきだと考えます。

　そこで、町に対しましては、団員の健康管理と待遇改善、組織の一体性の確保の観点から、団員全てに活動服の貸与を早急に考えるべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

　議員御指摘のとおり、荒尾・玉名の消防団については、活動服が支給されている市町が多ございます、全てではないかもしれませんが。

　和水町については今話しましたとおり部長以上ということで、当然財源を伴うものでございますので、一括で導入するのか、計画的に導入していくのか、この辺も総務課のほうで協議しながら、いち早く、早い段階で提供ができるように努めていきたいと思います。

　以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　町長、答弁ありがとうございます。

　町長も副団長まで務めておられましたし、私も昨年まで部長として、幹部をさせていただきました。そういった中でやはり、その他の団員の意見というものは、ひしひしと皆さん感じておられると思います。

　消防団の階級については、活動服を着ているから幹部、来ていないから平団員というふうな区別の仕方じゃなくてですね。やはりそこは階級章がございますので、階級章をもって区別するものであると私は思っております。

　次に、質問としまして、私、消防団として17年ほど、現在もですけれども活動させていただいております。その中で消防団員、私が入団した当初からすれば、本当に減ってこられました。退団者に比べ入団者のほうはですね、本当に入ってこないのが現状でございます。

　近年、問題となっておりますのが、部ではなく、班の在り方だというふうに私は捉えております。先ほど町長も御説明の中でありましたけれども、和水町の消防団は現在、７分団ございます。しかしながら、例えば私がおります神尾地区６分団であれば、現在４部から成っておりませんけれども、そこを３部に変更しても、現在の活動においては根本的には、解消には至らない。４部体制を３部にしようが、２部にしようがですね、減らない。

　それはどうしてか。やはり現在の消防団においては、部で活動するのでなくて、その下の班、要は行政区ごとに活動しているというふうなとこがございます。町の実働団員では、先ほど432名とございましたけれども、その実態は６分団３部、私がおる６分段の３部の一つの行政区でございますけれども、３名で活動している班がございます。３名でポンプ車を動かしておられます。積載車、ポンプ車は２名で動かすようになっております。３名しか団員がいないんです。

ですので、いざ災害が起きた、皆さん仕事をしていらっしゃるので、やはり夜勤の人もいらっしゃったり、２勤、３勤の方がいる状態で、町から要請がかかった、すぐ出なきゃいけない。３名じゃ、なかなか動けない。そういう班が現在あります。それは恐らく神尾地区に限らず、ほかの地区にあっても、同じようなことだと思います。

そういうふうにお聞きになられると、早く統合すればいいんじゃないかとか、じゃ、部で詰所を一つにすればいいんじゃないかとか、また、団員の勧誘を積極的に行えばいいんじゃないかというふうな意見が出るかと思います。しかしながら、私が申し上げております、この地区におきましては、まず、これまでにほとんどの方が入団されております。勧誘する相手がいないのが現状でございまして、また、部の単位での統合となりますと、やはり行政区ごとの統合を行う、班を統合するとなると、隣の行政区との統合が必要になってきますし、議論されてくるのがポンプ小屋の在り方だと思います。

統合により新しいポンプ小屋、詰所を新設となりますと用地の確保ですとか、予算の確保が重要となってまいります。その場合、行政区同士の話合いで解決するのは難しいのが現状でございます。ですが、この班の編成、組織改革、本当に喫緊の課題でございます。統廃合による集約化、防災力の向上を目指していただきたいと思いますが、町としての班の編成、統廃合のお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

〇総務課長（石原康司君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃられましたとおり、７分団23部体制となっております。今、御指摘があったように、１つの部で、多いところでいきますと30名から40名の部というのもあります。今、亀﨑議員が所属されておりした６分団３部、ここは19名ぐらい。少ないところは10名ということで、確かに、それぞれ差があります。

この再編につきましては、今おっしゃいましたとおり、行政区の再編と同じようにですね。やはり一つにまとめてしまうと、逆に機動性もなくなるかなということで合併以降、この体制を維持しております。今のところ幹部会議等では、この班の体制、部の組織を変更するというような意見は出ておりません。しかしながら、今おっしゃったように、いろいろなところで活動に支障が来ている部もございますので、今後そういった話も含めて、幹部会議の中で話していく必要があるかなと思っております。

あと、勧誘につきましては少しでも、まだ入っていない、その年齢の該当する方がたくさんいらっしゃると思いますので、町長が先ほどの答弁で申しましたとおり、区長様の協力を得ながらでも、団員の確保のほうに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

〇１番（亀﨑清貴君）　総務課長、私、６分団３部じゃなくて、６分団２部なんですよね。

今、答弁いただきましたけれども、執行部におかれましては、やはり各班の実情というものがございます。ここに理解をしていただきながらですね、住民と団員の意見を尊重されながら、機能強化に努めていただければと思います。そして、単純に統合するのであれば、ポンプ小屋を１つ作ったけん、ポンプ車を１台減らしますとか、そういう議論じゃないと私は思うんですよね。

町長も一緒に消防団で、火事場で活動を一緒にさせていただきましたけど、やはりそこはポンプ小屋を一つにしても、例えば、私でいきますと上津田に住んでおります。上津田は、下大田黒と一緒に今、部を編成しておりますけれども、じゃ、その２班で１つの部に組織を編制して、１つのポンプ小屋というふうにしたときに、どうしても活動範囲が神尾校区であったり、三加和校区であったり、また、和水町全体というふうな形で消防団活動してまいりますので、できれば班を統合したとしても積載車の数は、その町内の実情に応じて組織を変えていただきたい。要は、２台を１台にするとかいうことじゃなくて、そのまま継続して２台は２台で保有するとかですね。そういうふうな形を考えてもらえればなと思います。

次に、団員の確保と今後の取組について質問をさせていただきます。

先ほど答弁いただきましたけれども、和水町の消防団協力団体、和水町消防団協力事業所については５社あるというふうに町長の答弁でございました。

この事業についてですが、平成25年に制定され、あまり町民ですとか、町内事業者には周知がされていないように感じるんですが、いかがでしょうか。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

〇総務課長（石原康司君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この協力事業所の件につきましては、年に１回程度の広報等で、あまり毎月、広報紙に載せたりとかしておりませんので、確かに全体的な周知は少ないかもしれません。しかしながら、協力事業所、建設業とか、ある程度の消防団員がいらっしゃる事業所というところに直接お話に行ったりとかして、協力事業所に入っていただくということで、今現在５社が、この協力事業所ということで取り組んでいるところです。

これからも、もう少し周知をして、消防団員がいなくても協力事業所というような形でも、普及していかなければいけないなと考えております。

以上です。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

〇１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

玉名市さんでもですね、同じようなことをやられていらっしゃいます。玉名市さんでも玉名市消防団協力事業所表示制度実施要綱、これ和水町さんが定めてらっしゃるものと同じような形での玉名市バージョンになるんですけれども、玉名市さんの場合、それとは別に、玉名市消防団応援の店実施要綱というものを定めてございます。

私のほうより、この制度について概略、御説明させていただきますけれども、この制度、玉名

市内の事業所や販売店の皆様が応援事業所として、消防団に各種サービスや割引等の提供を行うサービスとして、平成27年の10月１日よりスタートしております。現在までに登録事業所としては136社が登録されております。

この事業の効果といたしましては、まず、消防団に入団している者としましては、やはり入団していることに対する付加価値を高める。また、減少している消防団員の確保、地域防災力の向上が期待されるというものでございます。

また、事業所側からすれば、この事業に登録いただくことによって社会貢献へのイメージアップ、新たな消防団員の確保を集客する効果が期待できます。また、広報紙や市のホームページなどに店名、サービス内容が周知されております。

結構これ、割引内容を見ると、非常に多くございます。自動車整備会社であれば、車検時のオイル交換無料ですとか、飲み放題90分3,000円を120分3,000円にするとかですね。様々な事業がうたわれています。また、タクシー事業者においても、割引がしてあったりとか、ハロースタンプ３倍とかですね。様々なことが書かれております

ぜひですね、この制度、本町でも、あまり予算はかからないと思うんですよね。やはりこういう制度を構築して、周知を事業者さんのほうに働きかけることによって、団員の確保につながってまいりますので、そこまで予算がかかるような事業でもございません。ですので、このような制度を構築していただければなというふうに考えておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに玉名市さんのほうで「消防団員応援の店」ということで割引等がされております。この制度についても、もう一回うちの町のほうでも協議をいたしまして、それに伴って団員確保等、もしくは消防団員の利用とかですね、団員数の増を図れる制度と考えておりますので、玉名市さんの情報を確認しながら、いいところは取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

ぜひ町長、執行部におかれましては、議員や、また町民の意見を聞きながら知恵を出し合っていただいて、なるだけ予算は抑えながら、最大限の効果を与えていただければと思います。そして、和水町の地域防災力の要となる消防団の活性化や、地域住民が安心安全に暮らしていける社会の実現のために尽力していただきますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項２、「スクールバスの運用について」

要旨（１）町内の２小学校で運用されているスクールバスの運用状況と運用方法について問います。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

〇町長（石原佳幸君）　質問にお答えします。

２「スクールバスの運用について」、　旨（１）町内２小学校で運用されているスクールバスの運用状況と運用方法について問う、についてお答えします。

三加和小学校及び菊水小学校それぞれにスクールバス運営委員会を設けておりまして、その運営委員の中でスクールバスの運行について、問題点などの審議をなされております。

詳細につきましては、学校教育課長より答弁いたします。

以上になります。

学校教育課長　下津君

〇学校教育課長（下津隆晴君）　亀﨑議員の質問にお答えいたします。

初めに、スクールバスの運用状況についてお答えいたします。

三加和小学校におきましては、緑コース、神尾コース、そして春富コースの３コースで、107名がスクールバスを利用して通学しております。また、菊水小学校におきましては、菊水西コース、それから菊水東コース（下津原経由）、同じく菊水東コース（高野経由）、そして菊水南コースの４コースで、134名がスクールバスを利用して通学しております。

次に、スクールバスの運用方法についてでございますけれども、スクールバスの運行業者につきましては、国土交通省が示しております「輸送の安全を確保するための貸切りバス選定・利用ガイドライン」に基づきまして、業者選定を行っております。

それから、スクールバスを利用する児童の通学距離についてでございますけれども、おおむね２キロ以上としておるところでございます。

以上でございます。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

〇１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

この質問は、せんだって、齊木議員の質問と重複するところがございますけれども、まず初めに、ちょっと内容に入る前に、私は、このスクールバスの距離ですとか、ルート変更といった話を今回、私、議員にさせていただきます前、それから、今回、議員にならせていただいた後について、今日まで一度も聞き及んでおりませんでした。

教育委員会におかれましては、議会への説明については、このルート変更、またスクールバスの距離、ルート変更等については、お話のほうはされているのか、伺います。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

〇学校教育課長（下津隆晴君）　ルートの変更等につきましては、まだ説明の段階というか、保護者様のほうに、こういったルートを変更したらどうなりましょうかという、まだ協議、説明の段階でですね。議会に、決定したものではございませんので、あくまでも運営協議会のほうでの

話になっております。まだ正式な議題として取り上げたものではございません。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁ありがとうございます。されていないということで御答弁いただきました。

確かに保護者等に対する説明ですとか、そちらも優先すべきだと思いますし、まだ煮詰まっていない段階での議会への報告はというところで今、執行部のほうは思われていらっしゃるのかと思いますけれども、この案件につきましては予算にも十分関わることでもあります。また、住民サービスの低下を招くことでもございますので、そのことについては、教育委員会といたしましては承知された上で、今日まで議会に対しては説明を果たさずにおられると。ぜひスクールバスの事業の見直しを執行部内で進められておられるのであればですね、議会に対しての説明も、されていくべきかなというふうに思います。

私は、このようなことはあまり申し上げたくはございませんけれども、やはり議会への説明、これまで今年度もそうですし、昨年度もあっていないというふうなことでございますので、やはり検討を進めていく中では、せめてその委員会辺りがございますので、委員会辺りに対しては、今こういう方向で行きますよ、こういうふうな形でいきますよというふうな形を取っていくべきだと思うんですよね。じゃないと、ここにおられる議員さん、やはり町民の代表として、この場に立っております。

町民の側から質問も受けたりします。それは私自身もそうでございます。スクールバス協議会のメンバーになられている方から質問を受けたりとかする際には、当然メンバーの方々は、私たち議員が知っているものだというていで質問をされてこられますけれども、そこを承知していないというふうな形になりますと、議員は何をしているんだというふうに捉われかねません。ですので、今後進めていかれるのであれば、その辺をしっかりと説明をしていただきながら努めていただければと思います。

先ほどの町長の答弁の中では、今回、スクールバスの協議会の中で、そのスクールバスのルートの変更等については議論されているというふうなことでございますけれども、ちょっとその中身についてお伺いさせていただきます。

このスクールバス協議会、６月23日水曜日午後７時から三加和地区において開催されておると思います。また、６月28日には菊水地区で、同運営委員会が開催されておりますが、その際どのようにメンバーの方々に執行部のほうから説明をされたのか、伺います。

また、町長におかれましたは、この委員会にてスクールバスの路線変更等が説明なされたこと、そして、教育委員会が進めていることをいつ御存じなられたのか、伺います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

○学校教育課長（下津隆晴君）　まず、三加和小学校スクールバス運営委員会におきましては、

ルートの変更というものではございません。通学の乗車の距離ですね。これを文科省が示しております４キロ、また、近隣も大体４キロ程度ということになっております。

我が町は２キロということで、この距離の通学のバスを利用する距離の見直しを図ったらどうでしょうかということで、ルートの変更ではございません。あくまでも少し歩いてみたらいかがでしょうかという提案をちょっとしただけでございます。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

いつ話を聞いたかということなんですけれども、会議の前に、まず距離の話ですね。現在、２キロ以上としているのを保護者の方々に、お話だけをするというふうに聞いております。

それとルートの変更については、菊水地区ですね、高野線の整備に伴うルートの変更ということを聞いております。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

この両地域の説明会では、先ほど、通学距離２キロにしているものを４キロにというふうなお話がございますけど、そのお話があったと思います。

その際に保護者の方々からは、変更するへの明確な理由、それから既存の運行での運用の要望、小学校統合時のスクールバスの導入の経緯、歩道や横断歩道の整備など質問ですとか、要望等がなされていると私のほうでは聞き及んでおりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

○学校教育課長（下津隆晴君）　ただいま亀﨑議員が御質問されましたように、まず安全性の確保、それから、当校班とかそういったものの編成はどうなるかということの、そうした実際の保護者からの心配事の質問がございました。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

その際、６月23日の三加和地区の説明ですとか、６月28日の菊水地区の運営委員会でお話がなされたときに、各委員会のメンバーさんのほうから、各小学校のほうで御説明のほうを図ってくださいというふうな趣旨を御説明されたと思います。その結果、７月１日金曜日、菊水小学校で授業参観が行われ、その日に学級懇談会の際に、菊水南校区の保護者を対象に、スクールバスの運用について説明がなされております。

説明者は委員会のメンバーとなっておりますので、なぜこのような大事な話を一保護者に任せているのか。なぜ執行部が出向いて説明をされなかったのか、執行部が説明をしっかりとなされておられればですね、今回このような事態を招くようなことはなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

○学校教育課長（下津隆晴君）　あくまでも決定したものではございません。こういった話、案として地元のほうに、南校区のほうにお話をしていただけたらどうでしょうかというまでの話でございます。あくまでも、その２キロから４キロにという、そういった距離の変更をお知らせしたわけではございません。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　執行部のほうで、そういった意図はないというふうに御説明を、御答弁をいただきましたけれども、やはり捉われる保護者のほうは、やはり南校区に限らず、私たちが住んでいる神尾校区もそうですけれども、今までスクールバスで通えた人たちが通えなくなる、その事実だけが先行して話が膨れ上がっていっております。自分の地区は今まで小学校までバスで行けたのに、もうバスで行けなくなっちゃう、どうしよう、何でだろう。そういった中で様々な疑念が、この町に対して上がってきておるような形になっております。

そういった中で保護者に対して、これスクールバスに関するアンケートというものがメールで来ました。私の手元にも来ましたけれども、その中には、スクールバスの運行は民間事業者に委託しており、町が毎年高額の費用負担をしております。今後、児童数も減少が見込まれる中でのスクールバスの在り方について、適切と思われるものをお答えください。

１つ「町の負担を増やしてでも今以上に、充実させる」、２つ「町の負担及び運行規模ともに現状を維持する」、３つ「町の負担軽減のため、運行規模の縮小もやむを得ない」、次「町の負担軽減のため利用者負担を導入すべき」、このようなアンケートが配られております。

まだ議論のさなかでもあり、バスの運営委員会の中で話をしている状況で、このような形で、いきなり保護者、三加和地区、菊水地区の小学校の保護者に対して、ぽんとメールが来て、何だろうか。正直ですね、バス運営委員会のメンバーの方は承知してらっしゃいますよ。でも、それ以外の保護者の方は、今、うちの子供たちはバスで行きよっとに、「毎年高額のバス費用を負担しております。今後、減少が見込まれるのでバスの在り方について適切と思われるものを答えてください」、答え切らんですよね。私は答えられないと思うんですよ。

前段として様々な話が学校側に対して、また保護者に対して、あってからのアンケート徴収なら分かります。

先ほど、南校区においては学級懇談会が開かれて説明がなされたというふうに申し上げました。しかし、それ以外の校区、三加和地域、話は一切あっておりません。いかがですか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

○学校教育課長（下津隆晴君）　三加和校区におきましては、確かに説明会、懇談会というものはあっておりません。しかしながら、運営委員会の中で一応アンケートを取ってみたらどうでしょうかということで、それから判断して懇談会ないし、または詳細な説明会をしていただけたらという御要望がございました。その中で結果としてアンケートを実施したということです。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　アンケートの徴収の仕方に問題があると思います。「スクールバスの運行については、町が毎年高額の費用を負担しております」と。これをうたわれて「その在り方について適切なものをお答えください」というふうに投げかけられたときに、やはりどのように町としては、このアンケート徴収を行っていくのかなと。私は、そのアンケートの徴収の仕方にちょっと疑念を抱かざるを得ません。

それから、このスクールバス導入については、確かに今おっしゃられるように、４キロ以上については、国からの補助というのがあっております。２キロから４キロ以内については、町の持ち出しで運行されておりますけれども、やはり子供を持つ保護者としましては、安心安全に子供を学校まで通学させたい。そして、内閣府の指針にも書いてありましたけど、やはりその４キロ、２キロの中でも平地の町なら、それでもいいのかもしれません。平地の町なら同じ３キロ、４キロというのも、歩くのも行けるのかもしれませんけれども、こういう中山間地域で住居が点在する中での２キロ、３キロ、４キロ。それから、街灯がないところ。また、住家が一軒もないところを歩いていかなきゃいけない。そして、なおかつ子供の数が減少している中で１人、２人で通学していかなきゃならないような子供も出てくると思います。

そういった中でこの町は、近隣市町が、山鹿市が、玉名市が４キロ以上だけん、３キロ以上になっとるけん、じゃ、うちの町も費用負担が高いけんが、４キロ以上に変更したいのか。本当に産みやすい、子育てをしやすい環境をというふうにうたわれるのであれば、また、空き家バンクを導入しながら町の施策を行っていきたいというのであればですね、空き家バンクの空き家というのは菊水中央校区ですとか、三加和中学校・小学校がある板楠周辺にあるだけじゃないんですよね。空き家は点在してあるわけですよ。そこに、よそか住んでもらおうというふうに町は働きかけているにもかかわらず、そこから中心部の小学校に通う交通手段はない。そのような形で、この町の運営を町長、進めていかれるおつもりなのかどうか、伺います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　質問にお答えします。

スクールバスの距離について現在２キロで話があるように、近隣とか国の基準を基に４キロに検討を今始めている段階だと認識しております。

来年度は当然、今までどおり、今までの２キロということで運行をもちろん進めてまいります。
今後につきましても、保護者の皆様、それと学校、それと議会の皆様、皆様にきちんと御説明をした上で、距離についての変更は進めていく必要があると考えております。
また、お話にありましたように地形の問題等もありますので、その辺りも考慮しながら移住・定住施策との兼ね合いもございますので、検討してまいりたいというふうに考えております。
以上です。
〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。
１番　亀﨑君
〇１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。
私は、ぜひ今までどおりで進めていただきたいと思います。予算の確保が難しい、また、その予算をどうしていくかということについてはですね。例えば今、蒲池議員のこれまでの一般質問でございましたけれども、コミュニティバスの導入を町としては考えていらっしゃるかと思います。また、既存のバス、例えばケアバスですとか、九州産交の在来線のバス等がございます。
全国の事例を見ますと、やはりそういった路線バスを活用したり、また、ほかのバスをスクールバスとして利用したいというふうなケースがございますし、また、内閣府においては、そういったのも活用しなさいというふうなことが学校教育課長、出ているかと思います。ぜひですね、予算削減を考えながら、現在の今の子供たちをそのままの状態で通わせる環境整備、そういったものを教育委員会とまた町長部局と一緒になって考えていただきながら、進めていただきたいと思います。
次の質問に移らせていただきます。
質問事項３「金栗四三生家の利用について」
要旨（１）金栗四三生家のこれまでの利用状況と今後の利活用対策について問います。
〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。
町長　石原君
〇町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。
３番の「金栗四三生家の利用について」、要旨（１）「金栗四三生家のこれまでの利用状況と今後の利活用対策について問う」についてお答えします。
生家は、大河ドラマ「いだてん」の放送を契機に、平成31年１月11日から令和３年３月31日まで「金栗四三生家記念館」として開館し、延べ８万2,000人の来場者がございました。
町の宝である金栗四三翁の生家は、できるだけ現存のまま文化財的価値や歴史的価値を維持し、生家を含む里山の原風景を地域と共に大切に守りながら、保存活用を図り、地域活性化につなげていきたいというふうに考えています。
令和３年４月１日から金栗四三翁の功績を顕彰し、そして地域文化の向上及び地域の活性化を図るとともに、教育及びスポーツの振興を図るため「金栗四三の生家施設」として保存活用を現在行っております。
詳細につきましては、教育長及び社会教育課長より答弁いたします。

以上になります。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

教育長　米田君

〇教育長（米田加奈美君）　亀﨑議員の「金栗四三生家のこれまでの利用状況と今後の利活用対策について問う」についてお答えいたします。

先日の蒲池議員のときの答弁と重なりますが、金栗四三の生家を核とした地域活性化に向けて、大きく３つの柱を考えております。

１つ目は「ランナーの聖地づくり」、２つ目は「金栗四三翁の精神（教え）の継承」、そして３つ目は「都市住民との交流促進」です。

平成３年度の金栗四三翁の生家施設の利用者は483人です。新型コロナウイルス感染拡大防止対策や生家修繕工事等で、半年間は休館したのが大きな減少の原因の一つだと考えております。

令和４年度の観覧利用人数は、８月末現在で989人です。

昨年度は生誕130年記念講演会、生家の特別公開等のイベント等を実施いたしました。

なお、生家の敷地内に東京オリンピック聖火リレー記念標柱や三代目山の神「神野大地氏」の足拓プレートも設置しております。

また、生家の老朽化が進んでいたため、畳の下の部分の修繕工事等を行い、駐車場の整備工事も行っております。

今年度は、５月の大型連休に特別公開を実施し、「賑わいイベント」として命日追悼記念特別公開や金栗マラソン大会を実施する計画をしております。

なお、先日８月20には生誕131年記念コンサートとして、地元の吉地の里づくりの推進協議会の皆様と協賛で実施いたしております。

さらに、９月の広報なごみやホームページでも紹介しておりますように、町内に点在する文化財や観光スポットを巡ったあかしとして、このような御朱印風の記念品を作成し、配布等を行っているところです。

以上です。

〇議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

〇１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

先ほど教育長の答弁の中に今年度、リニューアル工事を行ったと。畳のふせ替え工事等を行ったというふうに言われましたけれども、予算額として大体幾らぐらいであったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

〇議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

休憩します。

休憩　午後０時09分

再開　午後０時14分

○議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長　池上君

○社会教育課長（池上圭造君）　御答弁いたします。

金栗四三先生の生家の修繕工事につきましては、畳の張り替えは、1,113万4,000円かかっております。それと、委託料といたしまして130万8,000円支払いされております。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。ありがとうございます。

畳の張り替えですとか、床板の修繕等で1,100万円ほど、それから委託料といたしまして130万円をかけられたというふうなことでございますけれども、現在の開館状況についてですけれども、私、今現状、もう時間もないのであれなんですが、金栗生家については、予約のみの対応というふうな形を取られていらっしゃると思います。

なごみ町のホームページのほうで拝見しましたけれども、令和３年３月28日をもって閉館しますと。その後については、予約のみ受け付けますというふうな形を取られていますけれども、私、今回、本来であれば議員として、この和水町金栗四三の生家施設の設置に関する条例の一部改正案を出そうというふうに考えておりました。

それはなぜかと申し上げますと、ホームページでは、その後の運用については予約のみ受け付けるというふうに記載してあったので、設置管理条例にも、そのように書いてあるのかなというふうに考えてですね、町の設置管理条例の一部改正案を提出しようというふうに思っておりました。しかしながら、条例には利用時間 午前10時から午後４時までとする。利用できない日 火曜日、12月26日から翌年１月４日までとするというふうな形で、変更がなされていないわけですよね。その辺、どのようにお考えになられますか。

○議長（髙木洋一郎君）　残り時間が少なくなっております。執行部の答弁は簡潔に願います。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長　池上君

○社会教育課長（池上圭造君）　亀﨑議員の質問にお答えいたします。

当初、金栗四三記念館として開館しとったときは、やっぱりずっと開けておくようなところを計画しておりました。ところが、もうそれが終わりまして生家となりましたのでですね、そのまま終日開館することも検討しましたけど、その開館するためには費用も必要でございますし、費用対効果をいろいろ検討しました中、やはり期間を決めたところで開催しなくてはいけないというようなところがございましたので、希望としましては終日開けておくことが、また地元としても、よかつかなと思いますけど、その辺の折り合いをですね、また地元の人たちと財政面辺りも含めたところで、検討していかなんかなというようなところで考えております。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。
答弁ありますか、町長。
（「いいですか」）
よかです。どうぞ。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　これ条例に違反する行為なんですよね。条例では開けるようになってまして、現在、開けてらっしゃらないと。私の質問については、開けてない、条例で書いてあるのに開けてないのはなぜですかというふうな質問をさせていただいたんですけれども、結構でございます。時間がないので。

この条例に違反するような行為、今後、私は、もう早急に改めるべきだと思うんですよ。また、本当に来られるお客様、町内外の方々は楽しみに来られます。ですので、先ほどありましたけれども、シルバーさんでもいいですし、そういう人員の予算の確保をしながら、私としては生家記念館については、生家のほうについては早急に改善をしていただければなというふうに思いますけど、最後、町長、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

条例の内容にちょっと不備があるという御指摘でございますので、中身の精査を行いまして、改正等で対応したいと考えております。

また、現在は予約制ということで動いております。今後の財源等を検討して、早急に新たな御提案できるように、教育委員会と協議を進めたいと思います。

以上になります。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきました。

せっかくリニューアルで1,500万円もの町のお金を使ってですね、しております。ぜひ執行部におかれましては金栗生家、人員を確保しながら、早急に開館していただければなと思います。

以上で、時間もございますので、私の一般質問のほうを終わらせていただきます。長時間にわたりまして御清聴いただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（髙木洋一郎君）　以上で、亀﨑議員の質問を終わります。
しばらく休憩いたします。

休憩　午後０時20分
再開　午後０時26分

○議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

齊木幸男君から９月７日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　異議ありと認めます。この採決は、起立によって行います。

許可することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　賛成少数です。よって、許可しないことに決定しました。

もう一回、言います。聞き取れん。何。

休憩します。

休憩　午後２時27分

再開　午後２時28分

〇議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２　議案第48号　和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第２　議案第48号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第49号　和水町消防団条例の一部改正について

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第３　議案第49号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号「和水町消防団条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第50号　和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第４　議案第50号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第51号　和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第５　議案第51号「和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号「和水町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第52号　令和４年度　和水町一般会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第６　議案第52号「令和４年度　和水町一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　令和４年度　和水町一般会計補正予算書につきまして、質疑をさせていただきます。

補正予算書の12ページをお開きください。

12ページのコンビニ納付等システム導入委託料について、質疑をさせていただきます。

このコンビニ納付につきましては、町長の選挙公約にも掲げてありましたけども、まず私が考えますに、確かにコンビニ納付は必要だというふうな町民の方々もいらっしゃるかとは思います。

まず現在の税金の納付率、それから徴収率について、伺いたいと思います。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

税務住民課長　松尾君

○税務住民課長（松尾　修君）　ただいまの亀﨑議員の御質問にお答えします。

令和３年度の税金の収納率ですけれども、町民税が99.5％、町民税の法人税が99.9％、固定資産税が99.5％、経営自動車税が99.7％、町たばこ税が100％、入湯税が100％、国民健康保険税が97.8％となっております。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質疑はありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁いただきましてありがとうございます。

今の答弁で行きますと、ほとんどの町内の住民税ですとか法人税、固定資産税、99％以上の納付がされておるというふうな形で答弁いただきましたが、このコンビニ納付については全協でもお話をいただきましたけども、本当に必要なのかなというふうに考えます。

導入費用については、今回、委託料として11万円計上されてますけども、それ以外にシステム

の導入等で数千万円かかるというふうな全協での報告がございましたけども、本当にそこまでして必要なのかなと。現状としてそれだけの町民の方々が納付をされていらっしゃると。

私が考えますに、まだたばこ税以外は100％に届いていないというふうなことであれば、町としてまずは納付を紙媒体での納付ではなくて、口座からの引き落としに切り替えていくとか、そういうふうな形でまずはお金をかけずに働きかけを行っていくと、そういった必要があるのかなというふうに私は考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長　坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君）　亀﨑議員の御質問にお答えしたいと思います。

まちづくり推進課のほうでこのコンビニ納付事業を展開したいということで計上させていただいておりますが、確かに99．何％と、非常に高い収納率は数字で分かるとおりでございますが、住民の皆様の利便性向上の観点から、どうしても入れたいというところで導入させていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（髙木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

１番　亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　私は、今回、予算が上がってますけども、本当に考えていただきたい。

納付率、現在これだけ上がっております。また、菊水地区のほうにはコンビニエンスストアが幾つかございますけども、三加和地区のほうにはコンビニエンスストアはございません。そういった中でコンビニ納付を行われていくと。現在、ほとんどの方々が99．数％の方々は現在の支払状況で納めていただいているような状況でございますので、私、この一般会計の補正予算に反対いたしますと、全てのこの８億5,000万円のことに反対するというふうに捉えかねられますのでそこまではあれしますけども、考えていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号「令和４年度　和水町一般会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第53号　令和４年度　和水町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第７　議案第53号「令和４年度　和水町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「令和４年度　和水町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第54号　令和４年度　和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第８　議案第54号「令和４年度　和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「令和４年度　和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第55号　令和４年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第９　議案第55号「令和４年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「令和４年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第56号　令和４年度　和水町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第10　議案第56号「令和４年度　和水町下水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「令和４年度　和水町下水道事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第57号　令和４年度　和水町病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第11　議案第57号「令和４年度　和水町病院事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「令和４年度　和水町病院事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第58号　財産の取得について（追認）

○議長（髙木洋一郎君）　日程第12　議案第58号「財産の取得について（追認）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　ただいまの議案第58号につきまして、質問させていただきます。

開会の際の提案理由の説明におきまして、「令和３年２月23日に随意契約により契約を締結し、令和３年３月21日に納入・設置をしているが」ということで御説明をいただいたところでございますけども、なぜ先の６月定例会ではなくて今定例会での上程となったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（髙木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

特養施設長　前淵君

○特養施設長（前淵康彦君）　亀﨑議員の御質問にお答えします。

時期がこの時期になったというのはなぜかということでございますけれども、６月の全協の際に第４次の新型コロナウイルス臨時交付金の説明をした折に過去の分の調査を効果と検証をしておくべきだという御指摘をいただきまして、過去の分を精査したところ、今回の件が出てきたということで、６月議会にはちょっと上程することができなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（髙木洋一郎君）　他に質疑はございませんか。

１番、亀﨑君

○１番（亀﨑清貴君）　答弁ありがとうございます。前回の全協の際に御質問された際に、特養施設の中で精査された結果、今回この分が上がってきたというふうなことでございますけども、なるたけ事業を行うときには、各課だと思いますけども、自分たちの事業に責任を持ちながら、当然、人事異動等ございますけども、把握しながら引継等も行いながら努めていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（髙木洋一郎君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「財産の取得について（追認）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩　午後２時44分

再開　午後３時15分

○議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13　竹下周三議員に対する懲罰動議の件

○議長（髙木洋一郎君）　日程第13「竹下周三議員に対する懲罰動議の件」を議題といたします。

竹下周三議員の退場を求めます。

（竹下周三議員　退場）

○議長（髙木洋一郎君）　本件について、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長、秋丸君

○懲罰特別委員会委員長（秋丸要一君）　こんにちは。懲罰特別委員会の報告をいたします。

９月７日、地方自治法第135条及び本町議会議員規則第110条の規定に基づき、懲罰動議が提出されたことにより、懲罰特別委員会が設置されました。

懲罰特別委員会は、竹下周三議員に対する懲罰動議の件について付託を受け、審査した結果を報告します。

審査結果は、懲罰を課さない。

審査結果理由は、提出された懲罰動議に記載してある「・・・・・・・・・・・・・」の文言が地方自治法第132条品位の保持、「普通地方公共団体の議会の会議または委員会において、議員は無礼な言葉を使用し、また他人の私生活にわたる発言をしてはならない」という条文に該当するか否か、及び処分について、同９月７日、懲罰特別委員会にて審査、審議、採決の結果、これに「該当する」とした意見が１名、「該当しない」という意見が６名という結果になりました。

以上のことから、懲罰を課さないものと決定いたしました。

議長からも注意喚起があったように、議員各位におかれましては、今後このような事件が起きないよう、議場等における秩序維持及び慎重な言動に心がけるよう要望し、以上、報告といたし

ます。
〇議長（髙木洋一郎君）　ただいま竹下周三議員に対する懲罰動議の件について、委員長より報告がありました。
　これから質疑を行います。質疑はありませんか。
　　　　　　　　　　　　（「なし」と呼ぶもの多数）
〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。討論はありませんか。
　　　　　　　　　　　　（「なし」と呼ぶもの多数）
〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
　これから採決します。この採決は起立によって行います。
　「竹下周三議員に対する懲罰動議の件」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
　　　　　　　　　　　　（賛成者起立）
〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、竹下周三君に懲罰を課すべきでないと可決されました。
　竹下周三議員の入場を認めます。
　　　　　　　　　　　　（竹下周三議員　入場）

日程第14　諮問第６号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
〇議長（髙木洋一郎君）　日程第14　諮問第６号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とします。
　提出者の説明を求めます。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　町長　石原君
〇町長（石原佳幸君）　諮問第６号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。
　人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める。
　令和４年９月５日提出、和水町長　石原佳幸でございます。
　推薦者は、住所　和水町板楠3232番地１、氏名　上原孝一氏
　生年月日、昭和36年11月15日の60歳でございます。
　諮問理由でございますが、人権擁護委員を推薦するときは、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める必要がある。
　これが、この議案を提出する理由でございます。
　上原氏は、長年、日本郵政株式会社に勤務され、山鹿郵便局などの局長を歴任されております。現在も、板楠東区の役員や、地域づくりの実行委員のメンバーとして活躍されており、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方です。

つきましては、前任者の任期満了に伴う後任候補者として推薦し、議会の皆様の意見を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙木洋一郎君）　これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

諮問第６号は、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第６号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配りました意見書のとおり答申することに決定しました。

日程第15　常任委員長決算審査報告

○議長（髙木洋一郎君）　日程第15「常任委員長決算審査報告」を議題といたします。

各常任委員会において、慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長　荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君）　皆さん、こんにちは

（こんにちは）

総務文教常任委員会の委員長の荒木でございます。

委員会を代表して、総務文教常任委員会の決算審査について、報告申し上げます。

令和４年９月８日から９日までの二日間の日程で、総務文教任委員６名、総務文教常任委員会所管の担当課である住民課、税務住民課、社会教育課、学校教育課、まちづくり推進課、会計室、議会事務局、総務課の順に、関係資料等を基に関係課長等、説明を求め慎重に審査を行いました。

９日、総務文教常任委員会所管の全ての審査終了後に採決を行ったところであります。

審査の結果

認定第１号　令和３年度　和水町一般会計歳入歳出決算

認定第２号　令和３年度　和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

認定第５号　令和３年度　和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

認定第９号　令和３年度　和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

認定第10号　令和３年度　和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

以上の５件、いずれも認定とすることといたしました。

それでは、委員会として審査の付帯意見について、御報告いたします。

初めに、住民課です。

中林水源からの水道の仕切弁について、もし漏水した場合の対策としての仕切り板の位置を地図に落としておくことを実施されたい。斎場跡地の有効活用を検討されたい等の意見が出ました。

続きまして、春富財産区です。
今後の方向性についてどうするか、さらなる協議を進められたい。貴重な財産であるので、現時点での在籍の総量を調べて資産としての価値を把握されたい等の意見が出ました。
続いて、税務住民課です。
マイナンバーカードの取得率を上げるよう努力されたい。の意見が出ました。
続いて社会教育課です。
現在、木製の文化財等の標柱を鉄製やアルミ製など強度の高いものに変更されたい。金栗マラソンの際の中学生の企業体験事業はマラソン大会以外のイベントでも出店できる。できる限りマラソンに参加できるよう配慮されたい。
旧春富小学校に田中城ミュージアムがあるが、１年に約500名程度、来館されている。今後、金栗四三氏の遺品等も旧春富小学校内に展示し、総合文化施設としての機能をし、財産の有効活用を検討されたい。
学校部活動の地域移行に伴うクラブなごみの組織体制構築やクラブハウスの充実、利用者の費用等、社会体育の推進をされたい。
毎年、町長が渡している箱根駅伝のＭＶＰの獲得者との交流を深めて金栗マラソンに招待するなど検討をされたい。
和水町総合グラウンドジョギングコースの距離表示ラインをつけて、利用者に配慮した施設整備に努められたい。また、野球場と駐車場の間にネットや壁等の障害がないので、安全対策をされたい。管理経費の面から、和水町総合グラウンドの照明のＬＥＤ化を進め、計画的に経費削減に努められたい等の意見がでました。
続いて、学校教育課です。
和水町で貢献する町民については、奨学金制度の免除等、策を講じられたい。
男女の制服は選択制の配慮をされたい。
スクールバスでの衝突事故や横転事故、炎天下の車両に取り残され等の事案が発生しているので、安心安全が確保されるよう万全を期されたい。
以上の意見が出ました。
続いて、まちづくり推進課です。
ふるさと納税応援寄附金の返礼品について、希望する農家が増えるよう努力されたい等の意見が出ました。
続きまして、議会事務局です。
ＩＣＴ化によるインターネット議会放映の環境、機材設備等の準備を検討されたいの意見が出ました。
続いて、総務課です。
現在、財政調整基金を取り崩しながら進めているが、一方、特定目的基金が多い状況である。特定目的基金は使いづらいデメリットがある。基金をまとめていき、預金利子の関係で有利になるよう努められたい。

ふるさと納税応援寄附金に頼ってきている傾向にあるのではないか。寄附金を当てにする政策によって将来のことを約束はできないのではないか。ふるさと納税制度が今後、どうなるか分からない。注意いただきながら財政運営されたい。

防災無線は更新か別の方法など策を講じられたい。

ハイブリット車の購入があったが、他の庁用車も管理経費の面からハイブリットや電気自動車などの経済的な庁用車に順次、更新をされたい。

災害時の防災セットを全世帯へ配布を検討されたい。

地域防災組織と消防団の連携と現実的な想定をした避難訓練の実施を検討されたい。

付帯意見は以上であります。

総務文教常任委員会の皆様には、建設的でスムーズな議事進行に御協力いただき感謝しております。また、総務文教常任委員会所管の担当課の皆様には懇切丁寧に御説明いただきありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の令和３年度決算審査報告といたします。

○議長（髙木洋一郎君）　これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長　竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君）　厚生建設経済常任委員長、竹下周三でございます。

当委員会に付託されました

令和３年　度和水町一般会計歳入歳出予算及び特別会計の令和３年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計、介護保険事業会計、令和３年度　和水町簡易水道事業会計、令和３年度　和水町特定地域生活排水処理事業会計、令和３年度　和水町病院事業会計の歳入歳出予算について、御報告を申し上げます。

○議長（髙木洋一郎君）　竹下委員長、予算ではなくて、歳入歳出決算です。訂正をお願いします。

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君）　歳入歳出決算について、御報告を申し上げます。

令和４年８日、９日、常任委員６名、議員全員出席の下、各関係職員に同席をいただき、本町３階、中会議室において慎重に審査を実施いたしました。

関係所管課は、農業委員会、農林振興課、保健子ども課、福祉課、特養老人ホームきくすい荘、和水町立病院、商工観光課、建設課であります。

まずは、農業委員会について、報告をいたします。

歳出総額は2,388万3,000円です。主なものは、農業委員報酬審、職員人材費、農業台帳システム等であります。

続きまして、農林振興課について、報告を申し上げます。

農林振興課の歳出総額２億4,368万9,000円であります。主な歳出は農業費２億1,934万5,000円であり、全体の約90％を占めており、主な事業費として中山間地地域直接支払交付金53集落で5,116万6,000円であります。

林業費として2,397万3,000円、森林整備に係る補助727万8,000円等が上げられております。

続きまして、保健子ども課について、報告をいたします。

児童福祉費７億1,639万1,730円であります。前年と比較して１億4,158万2,255円の増額となります。増額の大きな要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の生活の支援をするため18歳未満の18歳以下の児童に養育する世帯に対して、児童１人につき10万円を支給する事業を実施し、1,170名の支給をしたところによるものでございます。

続きまして、衛生費です。

歳出総額は５億2,126万4,532円となりました。前年度比7,710万9,050円の増となっております。主な要因は、コロナワクチン予防接種事業の実施に伴う支出によるものであります。コロナワクチン予防接種事業は、全額国庫補助であります。

続きまして、福祉課の報告をいたします。

令和３年歳出のうち社会福祉総額費は３億2,640万円で、主な事業費としては社会福祉協議会へ運営補助金として3,171万6,000円です。国の住民課税世帯への臨時特別給付金が国民1,150世帯、１億1,500万円であります。

国民健康保険事業会計、繰出金が前年度と比較して564万5,000円増の１億1,318万5,000円であります。

次に、高齢者福祉費であります。歳出総額は３億3,685万円と前年度と比較して4,005万円の増となっております。

障害福祉費は歳出総額は３億6,153万9,000円で、前年度と比較して453万8,000円の増となっております。

地域包括支援センター費が前年度と比較して107万5,000円減の2,098万8,000円となっております。

介護保険事業会計の報告をいたします。

介護保険事業は、令和３年度歳出総額が14億4,602万5,000円で、歳入歳出差残高は１億5,590万7,000円であります。歳出等、主なものは介護給付費が13億1,183万6,000円で、前年度と比較して2,932万8,000円の増となっております。介護保険の基金積立も１億5,000万円積み立てており、第８期の財政運営は安定した事業運営ができているものと思われます。

続きまして、特別養護老人ホーム会計です。

きくすい荘事業は、介護職員の慢性的な人手不足と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者が減少しました。それに伴う収入減により実質収支が悪化し、厳しい経営状況となっております。歳出は４億9,665万7,000円で、前年度比マイナス2,230万円です。主なものは、介護給付費マイナス3,303万6,000円、自己負担でマイナス156万9,000円です。また、赤字補填のため、前年度比3,890万円増の8,450万円を一般会計から繰り入れられてあります。

今後、老衰化により施設の建替え計画が検討されていることから、特に移行期間において厳しい運営状況が続くものと思われてます。広域型の特養として指名を果たしながら可能な限り住民の入所率を高め、入居者や家族様に喜んでいただける施設づくりを継続していただくようお願い

したところであります。

続きまして、和水町病院会計について、報告いたします。

決算状況は、税抜きの金額にて報告いたします。収益的収入は、病院事業収益14億3,907万3,978円であります。次に、収益的支出は、病院事業会計９億2,040万636円であります。基本的収入は7,305万5,000円、これは出資金であります。資本的収支9,388万2,191円、建築改良費4,287万4,879円、企業債償還金5,100万7,312円であります。収益的収入から収益的支出を差し引き５億1,867万3,342円の黒字決算となっております。これは新型コロナウイルス感染に伴い、入院外来の患者は減少したものの、国からのコロナ病棟確保のための補助金等受入による黒字となったものであります。

続きまして、商工観光課の審査を報告いたします。

商工費の歳出総額は１億9,409万円でございます。商工業振興費2,372万円であります。観光費は2,773万2,000円であります。また、観光費の繰越分は1,526万3,000円で、新型コロナ観光対策事業として肥後民家村をはじめとする町内観光施設７か所にフリーＷｉ－ｆｉ等を設置しておられます。令和３年度におきましても、令和２年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大のため、各種イベントは中止となり、商工業者及び生活支援者の取組が重点的な仕事になると思われます。

続きまして、建設課の報告をいたします。

建設課所管の土木費歳出総額は８億3,477万7,000円となり、土木費総額として7,754万5,000円、主に各行政区への土木費補助金、小災害復旧補助金として4,921万9,000円が支出されております。令和３年８月豪雨災害による小災害復旧補助金は134件、3,315万9,000円となっていましたが、行政区からの要望により令和３年度で完了できなかった事業が35件、600万円は令和４年度へ繰り越されております。

道路維持費として、１億2,476万6,000円が支出されました。道路新設改良費は、総額４億4,396万7,000円であります。

次に、住宅費として6,534万8,000円支出され、町営住宅６団地３６棟98戸の補償管理をなされております。

農業災害公共土木災害復旧費につきましては、令和３年８月豪雨災害と繰越分、令和２年７月豪雨災害復旧費７億9,897万6,000円が支出されております。大規模となりました令和２年７月豪雨災害及び令和３年８月豪雨災害は、今年の12月末で完了予定とのことであります。

最後に、特別会計の簡易水道事業、下水道事業、特定地域排水処理事業について、報告を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、歳出決算額5,999万2,000円となっております。

次に、下水道であります。歳出決算総額7,623万1,000円となっております。簡易水道と同じく令和５年度に企業会計へ移行予定であり、法的化業務委託料330万円の支出でありました。特定地域排水処理事業は、歳出決算総額１億2,797万8,000円であります。令和３年度は38基が設置されております。

以上、３つの特別会計につきましては独立採算による企業形態を念頭に、事業拡大と町民にと

って安心安全な環境整備に努力されることをお願いします。

続きまして、各課の報告において、委員より出された意見書等を一部、紹介させていただきます。

農業委員会の中で委員のほうから出ました御意見が農業台帳システムの委託料について、タブレット端末について、各種団体への負担金の中で一部の農業・・・への負担についての説明を求めました。

保健子ども課です。

出生祝金の返還金５件115名に関しての説明を求めておられます。送迎対策について、これは私どもの神尾小学校にはバスはございませんけれども、最近の事故の発生を受けて意見が出ております。不妊治療関連申請について、ＡＥＤ活用の賃借について出ております。

福祉課です。

障害福祉費の理由について、障害福祉費予算の組み方の説明を求めております。サニタリーボックスの可能性について、シニアカー見直しの時期について、介護保険制度において有明広域等の連合の検討について意見が出ております。特別養護老人ホームに関しましては、入所面会等のマイク等の使用の改善について要望が出ております。経営の改善について、パワーアシストスーツの利用状況についての説明を求めております。町内外入居者比率についても説明を求めております。町立病院に関しましては、病院の特色強化について、危機管理体制の構築、環境づくりについて、当初予算と決算報告の前年度比が見づらいという要望も出ております。

商工観光課です。

納付免除についての説明、使用料納付免除についての説明、肥後民家村木の伐採についての詳細の説明を出しております。商品券換金の状況についての質問も出ております。

それと、和水町温泉のトイレ管理、そのほか和水町における環境設備の管理体制についての御意見も出ております。

建設課です。

町営団地リフォームの状況について、委託料、金額設定、橋梁維持管理経費について、令和２年度と令和３年度の災害普及状況について、説明を求められております。

最後に、委員会全員の意見集約の時間をとり、令和３年度決算は適正に処理をされているかという意見の集約を得たので、されているという意見の集約を見たので、当委員会所管の全てに会計決算は認定することといたしました。

以上で、終わります。

○議長（髙木洋一郎君）　これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

日程第16　認定第１号　令和３年度　和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（髙木洋一郎君）　日程第16　認定第１号「令和３年度　和水町一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第１号「令和３年度　和水町一般会計歳入歳出決算」を認定決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第１号は認定することに決定しました。

日程第17　認定第２号　令和３年度　和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第17　認定第２号「令和３年度　和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第２号「令和３年度　和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第２号は認定することに決定しました。

日程第18　認定第３号　令和３年度　和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

〇議長（髙木洋一郎君）　日程18　認定第３号「令和３年度　和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第３号「令和３年度　和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。

日程第19　認定第４号　令和３年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第19　認定第４号「令和３年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第４号「令和３年度　和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第４号は認定することに決定しました。

日程第20　認定第５号　令和３年度　和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第20　認定第５号「令和３年度　和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第５号「令和３年度　和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第５号は認定することに決定しました。

日程第21　認定第６号　令和３年度　和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第21　認定第６号「令和３年度　和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第６号「令和３年度　和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第６号は認定することに決定しました。

日程第22　認定第７号　令和３年度　和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第22　認定第７号「令和３年度　水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第７号「令和３年度　和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第７号は認定することに決定しました。

日程第23　認定第８号　令和３年度　和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（髙木洋一郎君）　第日程第23　認定第８号「令和３年度　和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第８号「令和３年度　和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第８号は認定することに決定しました。

日程第24　認定第９号　令和３年度　和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（髙木洋一郎君）　日程第24　認定第９号「令和３年度　和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第９号「令和３年度　和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第９号は認定することに決定しました。

日程第25　認定第10号　令和３年度　和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（髙木洋一郎君）　日程第25　認定第10号「令和３年度　和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「令和３年度　和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

日程第26　認定第11号　令和３年度　和水町病院事業会計決算

○議長（髙木洋一郎君）　日程第26　認定第11号「令和３年度　和水町病院事業会計決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号「令和３年度　和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、認定第11号は認定することに決定しました。

日程第27　報告第３号　令和３年度　決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（髙木洋一郎君）　日程第27　報告第３号「令和３年度　決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

本案について、説明を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　報告第３号「令和３年度　決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項の規定より、次

のとおり令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和４年９月５日提出。

和水町長　石原佳幸でございます。

平成16年６月に成立し、平成21年４月から施行されております財政健全化法の第３条に基づく町の財政健全化を判断する４つの指標と第22条に基づく病院事業会計と合計５つの公営企業の資金不足比率の算定の基礎となる処理を作成し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められており、その規定に基づき報告するものでございます。

まず、指標のほうを説明する前に、地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す標準財政規模について、説明させていただきます。

標準税収入額と普通交付税臨時財政対策債発行可能額の合計からなり、健全化指標を計算する際の分母となります。全国の自治体を同じ基準で算出することにより、健全化の判断の比率を自治体間で比較することができることとなります。

本町の標準財政規模は45億5,500万円でございます。

では、１の健全化判断比率の４項目について、御説明いたします。

まず、実質赤字比率は一般会計を対象としまして収支が赤字である場合の、先ほど申しました標準財政規模に占める割合を示すものです。本町の場合は一般会計のほうは黒字であるため、実質赤字比率の数値のほうは記載がございません。

続きまして、２番目の連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計に特別会計、企業会計を加えた全ての会計が対象となります。本町の場合、実質赤字比率と同様に一般会計などの普通会計のほうは黒字、公営企業会計は資金不足のほうが生じておりませんので、連結実質赤字比率の数値のほうも記載がございません。

３点目の実質公債費比率につきましては、普通会計、特別会計、企業会計及び本町のほうが加入しております有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を含めた全ての公債費の標準財政規模に占める割合、借入金の返済の割合となります過去３年間の平均値で記載をしております。この比率が18％を超えますと、記載のために必要な手続が協議から許可に変わります。本町の実質公債費比率は昨年度と変わらず10.3％でございます。

次に、将来負担比率は一般会計地方債の現在高と一部事務組合負担等の額及び退職手当負担見込額が対象となり、将来、負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。本町の場合は、将来負担比率に数値のほうはございません。

４指標共、括弧書きにある国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は健全な財政運営がなされている状況であるといえます。

最後に、２の資金不足比率について、報告します。

住宅用造成事業会計と本町の５つの公営事業会計のみを対象として、資金不足が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足のほうは生じていないため、資金不足比率のほうの数値はございません。

２ページ以降につきましては、監査委員の原書のほうを添付しております。

以上で、報告第３号の説明を終わります。

〇議長（髙木洋一郎君）　本案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第３号「令和３年度　決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩　午後４時06分

再開　午後４時31分

〇議長（髙木洋一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28　発委第３号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書の提出について

〇議長（髙木洋一郎君）　日程第28　発委第３号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。

総務文教常任委員長　荒木君

〇総務文教常任委員長（荒木宏太君）　皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。ただいま上程されました発委第３号について、まずは審査報告いたしたいと思います。

受付番号96番

受付年月日　　令和４年５月27日

提　出　者　　熊本県教職員組合　城北支部平江佳幸

件　　　名　　「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書の提出について」

令和４年９月６日、本会議終了後に６名全委員出席の下、総務文教常任会を開催いたしました。

審 査 結 果　　採択

本日、発委３号として、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書」ということで、和水町会議規則14条第３項の規定により、提出いたします。

提出の理由　　2021年に法改正により４月に改正義務標準法が施行され、小学校の１学級当たりの定員を段階的に引き下げ、35人学級化が実現することとなりました。

今後は、公教育の質の確保の観点からも、中学校、高等学校での35人学級の早期実施が必要と考えます。さらに、きめ細かな教育委員会をするためには30人学級への実現が不可欠であり、学校現場では教材研究や授業準備の時間を十分に確保することのほか、いじめや不登校など教員の

指導力が求められて、一方で、教員不足の状況が深刻な問題となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、教職員の就業環境の改善、加配の増員、教職員定数改善が不可欠です。また、それに伴う財政的措置が必要であります。

以上が、提出の理由です。

○議長（髙木洋一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第３号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、2023年度政府予算にかかる意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。したがって、発委第３号は原案のとおり可決されました。

日程第29　陳情等の常任委員長報告について

○議長（髙木洋一郎君）　日程第29「陳情等の常任委員長報告について」を議題といたします。

各常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長　荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君）　皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。今定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情書等の審査報告をいたします。

受付番号221

受付年月日　令和４年８月23日

提　出　者　春富校区代表区長　小山　暁ほか８区長。

件　　　名　日本マラソンの父、金栗四三銅像建立に関する要望書

審 査 経 過　令和４年９月６日、本会議終了後に６名全委員、出席の下、総務文教常任委員会を開催いたしました。

審 査 結 果　採択

理　　　由　和水町名誉町民である金栗四三氏の功績を称え顕彰することは町において当然であり、今後も金栗四三氏のコンテンツを生かしたまちづくりや観光拠点、施設の充実のため、日本マラソンの父、金栗四三銅像建立に関する要望書は総務文教委員会全員一致で採択となりま

した。
なお、審査の付帯意見として、銅像建立の予算については、できる限りクラウドファンディングやふるさと納税寄附金、和水町ホームページ等で寄附を募ることを提案し、総務文教常任委員会に付託を受けました。
陳情書等の審査報告といたします。御理解を賜り御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
〇議長（髙木洋一郎君）　続いて、厚生建設経済常任委員長。
厚生建設経済常任委員長　竹下君
〇厚生建設経済常任委員長（竹下周三君）　請願書。
三加和温泉ふるさと交流センター、なごみの湯及び関連施設を民間に売却しないよう求める請願書について、委員長の報告をいたします。
厚生建設経済常任委員会委員長　竹下でございます。
令和４年６月６日、６月定例会において付託されました受付番号56号「三加和温泉ふるさと交流センター、なごみの湯及び関連施設を民間に売却しないよう求める請願書について」厚生建設常任委員会として結論が出ましたので、報告をいたします。
請願書につきましては、数回にわたり厚生建設常任委員会を開催いたしました。
また、９月５日午後３時より、厚生建設常任委員全員、委員会において請願者及び紹介議員の真意の確認の場を設けて慎重に協議を行いました。
三加和温泉ふるさと交流センター、なごみの湯及び関連施設は、民間売却はしないよう求める請願書については採択でございます。
ただし、未来に向けて制限するものではなく、売却を進める場合は住民の意向、地元の御理解を得ることを申し添え、本委員会に付託されました陳情等の審査結果を報告いたします。
議員各位におかれましては、御理解を賜り御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
令和４年９月12日、厚生建設常任委員会委員長、竹下周三。
〇議長（髙木洋一郎君）　これで、各委員長の報告を終わります。
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶもの多数）
〇議長（髙木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶもの多数）
〇議長（髙木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。
日程第29「陳情等の常任委員長報告について」は、報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（髙木洋一郎君）　起立多数です。

したがって、陳情等の常任委員長報告については原案のとおり可決されました。

日程第30　閉会中の継続調査について

○議長（髙木洋一郎君）　日程第30「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（髙木洋一郎君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長から、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（髙木洋一郎君）　これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和４年第３回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

去る９月５日の開会以来８日間、１日の休会もなく議員各位におかれましては、諸議案について真摯に御審議を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国に感染拡大が続いております。熊本県においても30万人を超える感染者数が報告されており、本町においても連日、感染者数が報告されて、現在1,300人を超えております。いま一度、感染防止を徹底していただき、一日も早くコロナ禍が終息することを願いばかりであります。

また、執行部におかれては、住民の安全安心を確保するために引き続き、十分な感染防止対策を講ぜられますようお願い申し上げます。

また、今定例会において成立しました諸議案の執行については、適切なる運用をもって進められるとともに、住民の目線に立って行われる行政に務められることをお願い申し上げ、閉会の御挨拶とします。

これをもちまして令和４年　第３回和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会　午後４時44分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員